

# 平成31年度（2019年度） 中央区自然エネルギー・ 省エネルギー機器等 導入費助成のご案内

## 自然エネルギー機器

太陽光発電システム

## 省エネルギー機器等

ガスエンジン給湯器、家庭用燃料電池システム、エアコンディショナー、LEDランプ、高反射率塗料等、その他の省エネルギー機器



## 事業所用

中央区環境土木部環境推進課

# 自然エネルギー機器導入費の助成 (導入前申請)

## 1 助成対象者

区内に事業所を有する中小企業者等（公益法人等の法人も対象）で、当該事業所に対象機器を導入するもの。ただし、平成32年（2020年）3月31日までに機器等の導入と支払いを終え、区に導入完了報告をすること。  
※中小企業者の定義は、中小企業基本法に準拠します。

## 2 助成の対象となる機器と要件

※リースや中古品の購入は対象外です。

※発電量全量を売電する目的で導入する場合は対象外です。

対象機器	要件
太陽光発電システム	①一般財団法人電気安全環境研究所（JET）または国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ②発電した電力は事業所で使用されるものであること。 ③電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。 ④新たに購入して導入する未使用品であること。

## 3 助成金額

	助成単位	限度額
一般助成	出力1kW当たり 100,000円	1,000,000円
中央エコアクトの認証を取得している場合	出力1kW当たり 150,000円	1,200,000円
中央エコアクトに参加申込をしている場合 (助成金の支払いは認証取得後になります。)		

※助成金交付申請額は、千円未満切り捨てです。

# 省エネルギー機器等導入費の助成 (導入前申請)

## 1 助成対象者

区内に事業所を有する中小企業者等（公益法人等の法人も対象）で、当該事業所に対象機器を導入するもの。ただし、平成32年（2020年）3月31日までに機器等の導入と支払いを終え、区に導入完了報告をすること。  
※中小企業者の定義は、中小企業基本法に準拠します。

## 2 助成の対象となる機器等と要件

共通の要件：事業所で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。  
※リースや中古品の購入は対象外です。

対象機器等	要件									
ガスエンジン給湯器（エコウィル）	①総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。 ②貯湯容量が90リットル以上であること。									
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	①定格発電能力が0.5kWから1.5kWまでの間であること。 ②総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。 ③貯湯容量が20リットル以上であること。									
エアコンディショナー	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付け20環都計第529号）第2の指定基準を満たすものであること。 ※東京都ホームページ「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器検索」から対象となる製品を探ることができます。									
LEDランプ	共通（既存の照明器具またはランプがある場合）	①既存の照明器具またはランプは、LEDを使用した製品以外であること。 ②既存の照明器具またはランプよりも、省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。								
	直管形	①LEDランプの固有エネルギー消費効率が60lm/W以上であること。 ②LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること。 ③新たにLEDランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具をLEDランプ専用（白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの）に改造し導入するものであること。								
	直管形以外	①LEDランプの固有エネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>全光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm未満</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>600lm以上 2200lm未満</td> <td>30lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table> ②LEDモジュール寿命は30,000時間以上であること。 ③新たにLEDランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具をLEDランプ専用（白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの）に改造し導入するものであること。	全光束	基準値	600lm未満	なし	600lm以上 2200lm未満	30lm/W	2200lm以上	60lm/W
	全光束	基準値								
600lm未満	なし									
600lm以上 2200lm未満	30lm/W									
2200lm以上	60lm/W									
誘導灯器具	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付け20環都計第529号）第2の指定基準を満たすものであること。 ※東京都ホームページ「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器検索」から対象となる製品を探ることができます。									
高反射率塗料等	屋上用高反射率塗料	国内の第三者機関における測定値が日射反射率（近赤外領域）50%以上であること。								
	窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材	国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(㎡・K)未満（コーティング材の場合は6.0W/(㎡・K)以下）であり、日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている製品であること。								
その他の省エネルギー機器	東京都地球温暖化防止活動推進センターまたは一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断に基づき導入する省エネルギー機器であること。									

### 3 助成金額

	助成単位	限度額
一般助成	導入費用の 20%	200,000 円
中央エコアクトの認証を取得している場合	導入費用の 50%	500,000 円
中央エコアクトに参加申込をしている場合 (助成金の支払いは認証取得後になります。)		

※機器本体の他に、導入に係る工事費も導入費用に含まれます。(諸経費や交通費等の機器の導入に直接関係のない経費は含まれません。)

※助成金交付申請額は、千円未満切り捨てです。

### ■助成金の申請に必要な書類 ※機器等の導入前に申請してください。

申請に必要な書類
①自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書(第1号様式乙)
②中小企業者等であることを確認できる次のいずれかの書類
ア 法人の場合 発行後3か月以内の商業登記に関する登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項証明書) ※資本金が中小企業基本法の定義を超えているときは加えて、労働保険概算・確定保険料申告書(受付印のあるもの)の写し
イ 個人事業主の場合 直近の確定申告書(受付印のあるもの)の写し
③区内に事業所を有していることを確認できる次のいずれかの書類
ア 発行後3か月以内の公共料金の請求書または領収書の写し(事業所の名称と所在地の記載があるもの)
イ 発行後3か月以内の事業所の不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書)
ウ 営業許可書の写し
④機器等の導入に係る見積書とその内訳書の写し
⑤機器等の形状・規格等がわかる資料(機器等の要件が確認できる資料、パンフレット等)
⑥LEDランプを導入する場合 導入場所・個数・型番等が特定できる図面、交換前後のランプの仕様が確認できる資料、実施計画書(様式1)
⑦屋上用高反射率塗料を導入する場合 導入場所・塗布面積が明記された図面(平面図・立面図)、国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し、実施計画書(様式2)
⑧窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入する場合 導入面積のわかる図面や写真等、国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し
⑨導入承諾書(導入する事業所が自己所有でない場合)
⑩委任状(申請者以外の方が書類の作成や提出等を行う場合)

※導入条件や状況に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※確定申告を電子申請で行っている場合は、受理されたことが確認できる書類を提出してください。

※申請書類はホームページからダウンロードできます。また環境推進課でも配布しています。

## ■注意事項

- ①自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金は事前申請です。  
機器等の設置工事前に申請してください。(助成金交付決定通知を受領後に工事を開始してください。)
- ②同年度内の申請は、太陽光発電システムと省エネルギー機器(いずれか1種類)が各1回までです。
- ③印鑑は提出するすべての書類に同じものを使用してください。(印鑑は朱肉を使用するもの)
- ④偽りその他不正な手段により交付決定を受けて助成金を交付されたときは、決定を取り消し助成金の返還を求めます。
- ⑤予算が無くなり次第、受付を終了します。なるべく早めに申請してください。
- ⑥その他、データ提供やアンケート回答などをお願いすることがあります。

## ■クレジットカードのご利用・分割払いに当たっての注意点

- ※支払いにクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを平成32年(2020年)3月31日までに完了させてください。また、導入完了報告の際には、支払いの完了を確認するため、クレジットカード売上票、利用明細書、引落口座の通帳(表紙と引き落としが確認できるページ)の写しが必要です。
- ※分割で支払いをされる場合は、平成32年(2020年)3月31日までにすべての支払いを完了させてください。導入完了報告の際には、分割で支払ったすべての領収書とその内訳書の写しが必要です。また分割払いを口座引き落としにされる場合は、通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写しが必要です。

## ■事業所用中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)とは?

二酸化炭素排出削減につながる取り組みを計画・実践し、一定期間取り組んだ結果を区に報告することで、認証を受け、特典を得ることができる制度です。

【取り組みの流れ】



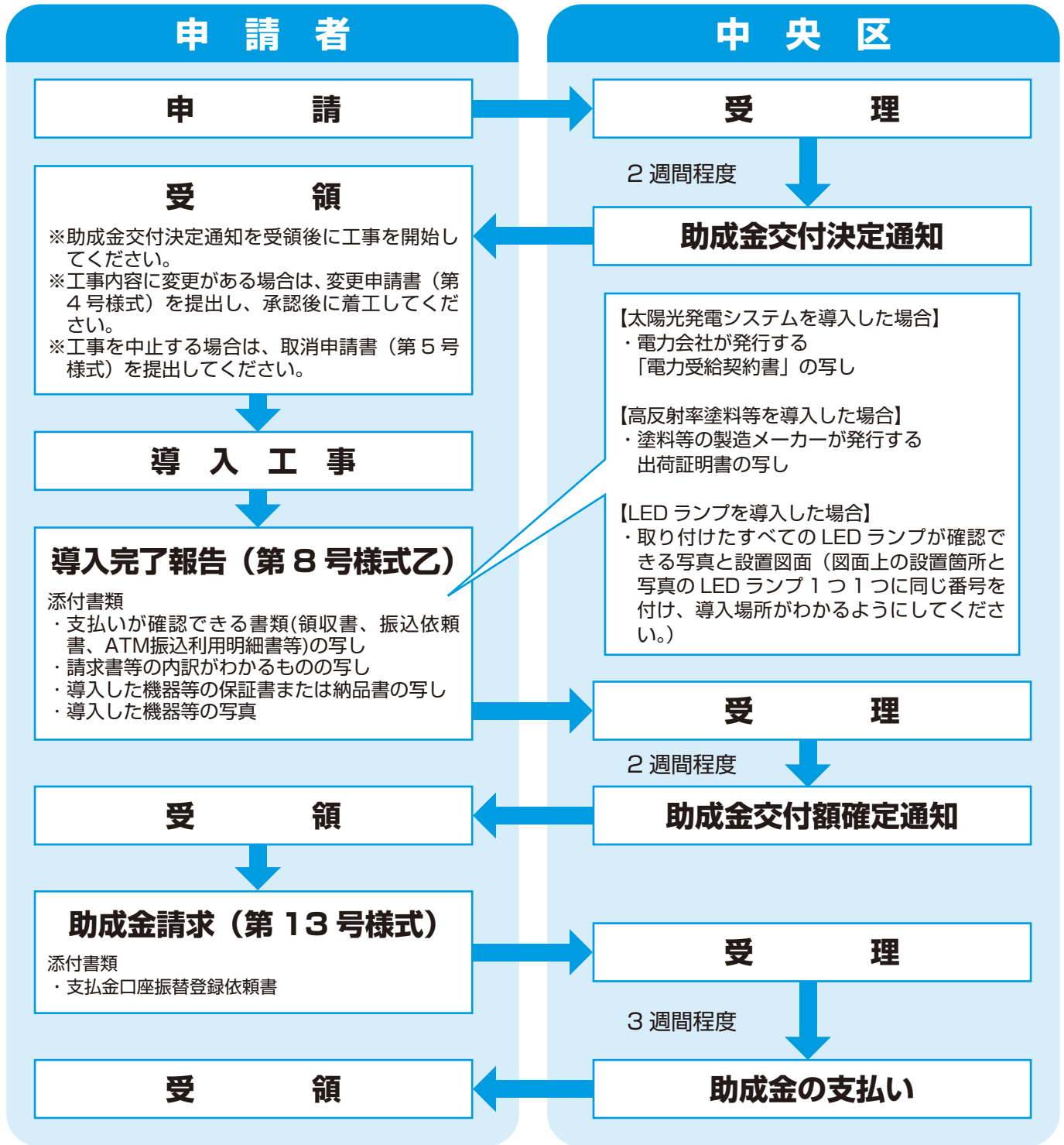
※認証までの期間は、参加申請・省エネ診断・省エネ活動・認証手続きを合わせて約6か月です。

◎詳しくは、中央区ホームページ：<http://www.city.chuo.lg.jp/>  
(ホーム>まちづくり・環境>環境政策>温暖化対策>中央エコアクト) をご覧ください。

## ■事業所用中央エコアクトに取り組み中の方へ

- ※中央エコアクトに取り組み中の方は、認証を取得した後に導入完了報告書等を提出してください。
- ※平成32年(2020年)3月31日までに中央エコアクトの認証を取得できない場合は、一般助成での助成金額に変更されます。(一般助成の額で助成金を受けられますので導入完了報告書等を提出ください。)

# 手続きの流れ



※平成32年（2020年）3月31日までに導入完了報告をしてください。  
※導入した機器等の写真はカラーで鮮明なものをご提出ください。見えにくいものは受付できないことがあります。  
※各書類の審査には、現場確認を行う場合があります。

## 問い合わせ・申請先

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号  
**中央区 環境土木部 環境推進課 温暖化対策推進係**  
TEL:03-3546-5628 FAX:03-3546-5639

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp/>

(ホーム>まちづくり・環境>環境政策>温暖化対策>自然エネルギー機器・省エネルギー機器等の導入に関する助成金)